

関係各位

建築確認手続き等の運用改善の実施 (6月1日施行)に伴うお知らせ

みだしのことにつきまして、6月1日からの建築基準法施行規則及び関係告示等の改正施行されます。補正対象範囲等の拡大により、従前の事前審査制度が廃止されますが、補正期間も審査期間に含まれることから、これまで以上に建築確認の迅速化が図られることとなります。

このため、当センターでは次のとおりの運用を行いますので、お客様にあらかじめお知らせいたします。

記

1. 従前の事前審査制度により受け付けしたもの（5月31日までの分）につきましては、従前のおり事前審査制度を継続して審査していきます。ただし、補正にかなりの日数を要するもの等につきましては取り下げをしていただく場合がございます。
なお、事前審査制度で受付（仮受付）した物件であっても、お客様のご要望により本受付をいたしますので、ご希望の方はお申し出下さい。その際には本受付となりますので手数料の納付をお願いいたします。
2. 6月1日からの申請につきましては、申請時に手数料の納付が必要となります。銀行振込か、または直接窓口にて現金での納付をお願いいたします。
3. スムーズな確認処理を行うため、受付する前に、職員が申請図書相互の整合性等を対面にてチェックしますので、ご協力をお願いいたします。
4. 事前審査制度は5月末にて廃止されましたが、事前相談は受け付けております。ただし、事前相談は事前審査とは異なり、申請者等からの法律の解釈等の疑問点に対してお応えするものであり、あらかじめ審査を行うものではありません。このため、事前相談に当たっては、関係資料と相談する内容等考え方を書面にまとめた上で、協議していただくようお願いいたします。
また、今回の指針等改正により、審査に要する日数が限られてくることから、当センターではこれに対応した体制を整えたいと考えております。このため、事前相談等諸調整の際にはあらかじめ予約をとっていただくようお願いいたします。
5. 当センターの約款では確認審査業務の業務期日を、4号建築物では7日以内、3号建築物では35日以内としておりますが、この期間には休日（土日、祝祭日、6月23日、12月29日～1月3日）を含んでいません。
したがって、審査日数のカウントにつきましては、特定行政庁とは異なりますのでご注意ください。

平成22年 6月 1日
財団法人沖縄県建設技術センター